



老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ受給について教えてください



老齢基礎年金は65歳から受給するのが原則です。

しかし、繰上げして60歳から受給できます。

繰上げした場合は、老齢基礎年金の年金額は減額されます。

減額した年金額は終生変わらないです。



老齢基礎年金額を繰上げした場合の年金額の減額率を教えてください



●昭和36年4月2日以後生まれの人の年齢別繰上げ減額率

60歳	減額率	61歳	減額率	62歳	減額率	63歳	減額率	64歳	減額率
0ヵ月	30.0%	0ヵ月	24.0%	0ヵ月	18.0%	0ヵ月	12.0%	0ヵ月	6.0%
1ヵ月	29.5%	1ヵ月	23.5%	1ヵ月	17.5%	1ヵ月	11.5%	1ヵ月	5.5%
2ヵ月	29.0%	2ヵ月	23.0%	2ヵ月	17.0%	2ヵ月	11.0%	2ヵ月	5.0%
3ヵ月	28.5%	3ヵ月	22.5%	3ヵ月	16.5%	3ヵ月	10.5%	3ヵ月	4.5%
4ヵ月	28.0%	4ヵ月	22.0%	4ヵ月	16.0%	4ヵ月	10.0%	4ヵ月	4.0%
5ヵ月	27.5%	5ヵ月	21.5%	5ヵ月	15.5%	5ヵ月	9.5%	5ヵ月	3.5%
6ヵ月	27.0%	6ヵ月	21.0%	6ヵ月	15.0%	6ヵ月	9.0%	6ヵ月	3.0%
7ヵ月	26.5%	7ヵ月	20.5%	7ヵ月	14.5%	7ヵ月	8.5%	7ヵ月	2.5%
8ヵ月	26.0%	8ヵ月	20.0%	8ヵ月	14.0%	8ヵ月	8.0%	8ヵ月	2.0%
9ヵ月	25.5%	9ヵ月	19.5%	9ヵ月	13.5%	9ヵ月	7.5%	9ヵ月	1.5%
10ヵ月	25.0%	10ヵ月	19.0%	10ヵ月	13.0%	10ヵ月	7.0%	10ヵ月	1.0%
11ヵ月	24.5%	11ヵ月	18.5%	11ヵ月	12.5%	11ヵ月	6.5%	11ヵ月	0.5%

平成30年度の老齢基礎年金の価格は779,300円です。本来65歳受給の老齢基礎年金を繰上げて受給する計算式は

老齢基礎年金額 - (老齢基礎年金額 × 減額率) = 繰上げ老齢基礎年金額

60歳に5年0ヵ月繰上げると

779,300円 - (779,300円 × 30.0%) = 545,510円



老齢基礎年金の繰下げ受給について教えてください



老齢基礎年金は65歳から受給するのが原則です。

しかし、繰下げして66歳から受給できます。

繰下げした場合は、老齢基礎年金の年金額は増額されます。

増額した年金額は終生変わらないです。



老齢基礎年金額を繰下げした場合の年金額の増額率を教えてください



●昭和36年4月2日以後生まれの人の年齢別繰下げ増額率

66歳	増額率	67歳	増額率	68歳	増額率	69歳	増額率	70歳	増額率
0ヵ月	8.4%	0ヵ月	16.8%	0ヵ月	25.2%	0ヵ月	33.6%	0ヵ月	42.0%
1ヵ月	9.1%	1ヵ月	17.5%	1ヵ月	25.9%	1ヵ月	34.3%	1ヵ月	42.0%
2ヵ月	9.8%	2ヵ月	18.2%	2ヵ月	26.6%	2ヵ月	35.0%	2ヵ月	42.0%
3ヵ月	10.5%	3ヵ月	18.9%	3ヵ月	27.3%	3ヵ月	35.7%	3ヵ月	42.0%
4ヵ月	11.2%	4ヵ月	19.6%	4ヵ月	28.0%	4ヵ月	36.4%	4ヵ月	42.0%
5ヵ月	11.9%	5ヵ月	20.3%	5ヵ月	28.7%	5ヵ月	37.1%	5ヵ月	42.0%
6ヵ月	12.6%	6ヵ月	21.0%	6ヵ月	29.4%	6ヵ月	37.8%	6ヵ月	42.0%
7ヵ月	13.3%	7ヵ月	21.7%	7ヵ月	30.1%	7ヵ月	38.5%	7ヵ月	42.0%
8ヵ月	14.0%	8ヵ月	22.4%	8ヵ月	30.8%	8ヵ月	39.2%	8ヵ月	42.0%
9ヵ月	14.7%	9ヵ月	23.1%	9ヵ月	31.5%	9ヵ月	39.9%	9ヵ月	42.0%
10ヵ月	15.4%	10ヵ月	23.8%	10ヵ月	32.2%	10ヵ月	40.6%	10ヵ月	42.0%

平成30年度の老齢基礎年金の価格は779,300円です。

本来65歳受給の老齢基礎年金を繰下げて受給する計算式は

老齢基礎年金額 + (老齢基礎年金額 × 増額率) = 繰下げ老齢基礎年金額

70歳0ヵ月繰下げると

779,300円 + (779,300円 × 42.0%) = 1,106,610円



老齢厚生年金の繰上げ、繰下げ受給について教えてください



昭和36年4月2日以降生まれの方の老齢厚生年金は65歳から受給するのが原則ですが繰上げ、繰下げ受給できます。

老齢厚生年金を繰上げ受給した場合は老齢基礎年金も同時に繰上げ受給しなければなりません。

繰上げ、繰下げした場合は、老齢厚生年金の年金額は減額、増額されます。

減額、増額した年金額は終生変わりません。



老齢厚生年金額を繰上げ、繰下げした場合の年金額の減額増額の率を教えてください。



繰上げ、繰下げ率は1・2頁の老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ率と同じです。



繰上げ、繰下げ受給額の計算式を教えてください

以下が計算式です。

●老齢厚生年金額を繰上げした場合の計算式

$\{ \text{老齢基礎年金額} - (\text{老齢基礎年金額} \times \text{減額率}) \} + \{ \text{老齢厚生年金額} - (\text{老齢厚生年金額} \times \text{減額率}) \}$

※老齢厚生年金を繰上げ受給すると老齢基礎年金も繰上げ受給しなければなりません。

【事例】老齢厚生年金を60歳に繰上げ受給すると

$\{ 779,300\text{円} - (779,300\text{円} \times 30\%) = 545,510\text{円} \} + \{ \text{老齢厚生年金額} - (\text{老齢厚生年金額} \times 30\%) \}$

●老齢厚生年金額を繰下した場合の計算式

$\{ \text{老齢基礎年金額} + (\text{老齢基礎年金額} \times \text{増額率}) \} + \{ \text{老齢厚生年金額} + (\text{老齢厚生年金額} \times \text{増額率}) \}$

※老齢厚生年金繰下げの場合は老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げをそれぞれ別々の年齢にすることが出来ます。

【事例】老齢厚生年金と老齢基礎年金を70歳に繰下げ受給すると

$\{ 779,300\text{円} + (779,300\text{円} \times 42\%) = 1,106,610\text{円} \} + \{ \text{老齢厚生年金額} + (\text{老齢厚生年金額} \times 42\%) \}$